

野尻湖昆虫グループ規約

(名称・所在地)

第1条 本会は、野尻湖昆虫グループと称し、事務局を大阪市立自然史博物館昆虫研究室（大阪市東住吉区長居公園 1-23）におく。

(目的)

第2条 本会は、野尻湖発掘調査団（事務局：野尻湖ナウマンゾウ博物館）の専門グループのひとつである。長野県上水内郡信濃町の野尻湖で開かれる「野尻湖発掘」に参加し、野尻湖層から産出する昆虫化石を研究し、当時の人類が活動していたころの野尻湖の古環境を復元することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 野尻湖発掘の現場において産出した昆虫化石について、仮同定と発見の報告を行なうとともに、保存処置をする。
- 2 屋内において顕微鏡や比較標本を用いた同定作業をし、産出種のデータに基づく環境推定などを行なう。
- 3 報告書を作成し、発表する。
- 4 各種の生態や生息環境把握のため、野外において調査を行なう。
- 5 連絡誌「うんころがし」を不定期に発行する。

(会員)

第4条 本会は、第2条の目的に賛同する者をもって会員とする。（役員）

第5条 本会に次の役員をおく。

- 1 代表 1名
- 2 会計責任者 1名
- 3 1と2は兼任を可能とする。

第6条 役員選出は合議による。

(経費)

第7条 本会の経費は、会費、寄附金その他の収入をもって充当する。

- 2 年会費は下記とする

会員種別	年会費	連絡誌
PDF 会員	500 円（一律）	PDF メール送信
プリント会員	個人会費：一般 1,500 円， 学生 700 円， 小中学 300 円	プリント 1 部
	家族会費： 2 名 1,600 円， 3 名 2,000 円， 4 名 2,400 円	プリント 1 部

（会計年度及び会計監査）

第 9 条 本会の会計年度は設けないが、会計責任者は数年に 1 度程度、会計報告を行なうものとする。

第 10 条 本規約の改廃は、合議によって決定するが、必要に応じて会員相互間の投票等を行なうものとする。

（補則）

第 11 条 本規約に定めのない事項については、事務局が決定する。

附則

本規約は、令和 7 年 3 月 7 日から実施する。